

青森大学、学会等出張の場合の旅費支給細則

第1条 青森大学の専任教員が、日本国内で開催される学会等へ出席する場合の旅費の支給は、この細則による。

第2条 この細則の適用を受ける専任教員とは、専任の学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手として発令されている者を言う。

2. 学会等への出席とは、次の各号のために出張することをいう。

- (1) 研究のため、各種学会に参加すること。
- (2) 研究成果を講演すること。
- (3) 研究のための資料収集及び学術調査。
- (4) 研究のための情報交換に関すること。

第3条 旅費の種類は、第2条第2項に定める内国旅行に要する鉄道賃、船賃、日当及び宿泊料とし、学校法人青森山田学園教職員等の旅費に関する規程別表第1の定めるところにより支給するものとする。

第4条 各種学会への出席する場合の旅費の支給は、年2回以内とする。ただし報告者又は予定討論者として出席する場合は年3回に限り支給する。

2. 学会への出席する場合の旅費は打切旅費を支給することがある。

第5条 出張中、出張先において、会費、会議費、資料購入費等を要したときは、その費用は旅費と区分し別途に通常の文書処理の決裁方式により、特に必要と認めた者に限り支給することができる。

附 則

この細則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成25年4月1日から施行する。